

9. 健全な事業運営の持続のための取組について

(1) 水道広域化の促進

現在、全国で約 1,430 箇所の上水道事業が運営されており、そのうち約 1,200 箇所は現在給水人口が 10 万人未満の比較的小規模な水道事業となっている。これらの小規模事業体では、将来にわたって安定した事業運営を継続していくための技術面、経営面の運営基盤の確保がより困難な状況にある。

運営基盤強化の一つの方策として、近隣の水道事業との統合（水平統合）や用水供給事業との統合（垂直統合）が考えられるが、市町村統合に伴う事業の統合が一段落した現在、水道事業の統合はあまり進んでいない。

広域化（事業統合）の促進には各地域の関係者による研究会や協議会等における調整・情報交換が重要である。新水道ビジョンに掲げる「発展的広域化」を推進するため、厚生労働省も技術的支援や情報提供、関係者の調整支援等により広域化の動きをバックアップするとともに、以下の財政的支援や調査を実施している。

ア. 広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョン

広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについては、今般発出した水道課長通知により、策定又は改定する際の留意事項を示している。また、都道府県水道ビジョンの策定又は改定にあたっての参考として、作成の手引きを併せてとりまとめた。

(3. (2) 参照)

①広域的水道整備計画

平成 25 年 12 月現在、広域的水道整備計画は、36 道府県、68 地域で策定され（資料 9-1 参照）ている。広域的水道整備計画は、各事業体が事業計画を策定する上での上位計画であり、水道事業の創設認可・変更認可や特定広域化施設整備費などの補助金申請では、広域的水道整備計画との整合性が求められることから、特にこれらを行う場合であって、計画との整合がとれない場合は、早急な計画の見直しをお願いしている。

②都道府県水道ビジョン

都道府県水道ビジョン（水道整備基本構想）においては、44 道府県 45 地域（うち、都道府県水道ビジョンが策定されているものが、10 ビジョン）で策定されている（資料 9-2 参照）が、目標年度に到達しているものについては、都道府県に対し見直しの必要性の有無の確認をお願いしている。

また、既存の水道整備基本構想においては、新水道ビジョンの策定を踏まえ、次回見直し時期などに併せて「都道府県水道ビジョン」と位置づけられる内容としていただくことをお願いしている。

イ. 事業統合促進のための国庫補助制度

平成 21 年度より、事業統合を行う場合の老朽管更新事業、重要給水施設配水管の補助採択基準を緩和している。

平成 22 年度より、新たに水道広域化促進事業費を創設した。これは、小規模水道事業の統合を促進するため、インセンティブとして、統合の受け皿となる水道事業者等の水道施設の整備に対しても補助を行うものである。

事業統合の促進を図るため、これらの補助メニューの活用を検討されたい。

採択事業：（平成 22 年度 採択分）

○宗像地区事務組合(垂直統合)	統合前	用水供給：宗像地区事務組合 水道事業：宗像市、福津市
	統合後	水道事業：宗像地区事務組合
○伊賀市(垂直統合)	統合前	用水供給：三重県伊賀水道用水供給事業 水道事業：伊賀市
	統合後	水道事業：伊賀市

採択事業：（平成 23 年度 採択分）

○岩手中部広域水道企業団(垂直統合)	統合前	用水供給：岩手中部広域水道企業団 水道事業：北上市、花巻市、紫波町
	統合後	水道事業：岩手中部広域水道企業団
○北九州市(水平統合)	統合前	水道事業：北九州市、水巻町
	統合後	水道事業：北九州市

（２）官官・官民連携の推進

水道事業経営における水道事業者相互間や水道事業者と民間業者間の連携に関しては、水道法による第三者委託制度や、地方自治法の一部改正による指定管理者制度、P F I 法改正に伴う公共施設等運営権の導入等の各種制度整備が図られたことにより、各事業者は様々な官民連携の形態を採用できるようになり、これらを活用しながら運営基盤の強化を図ることが期待されている。

官官・官民等連携に関しては、都道府県、市町村、民間部門のそれぞれが有する長所、ノウハウを有効に活用した連携方策を推進することにより、将来にわたり技術水準の確保を図るとともに、これら連携の相乗効果により、サービス水準や需要者の満足度を維持・向上していくことが重要である。

厚生労働省では、水道事業者等がこれらの検討を行うにあたって参考となる情報や考え方等について、これまで各種手引き等を作成し、水道事業者等に周知してきたところである。特に、官民連携に関する各手引き（第三者委託実施の手引き改訂版、水道事業における P F I 導入検討の手引き、民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き）については、平成 25 年度末を目処に集約・改訂を予定しており、官民連携に関する検討の際にはご活用いただきたい。

各水道事業者等においては、これらの手引き等も参考としつつ、官官・官民連携による多様な運営形態についての検討をお願いしたい。

ア．水道事業の第三者委託について

平成 14 年 4 月に施行された水道法第 24 条の 3 の規定による第三者委託は平成 25 年 4 月 1 日時点で、水道事業及び水道用水供給事業において 121 件、専用水道において 1,271 件となっている。（資料 9－3）

第三者委託の届出については、業務を委託したとき又は委託が失効したときに遅滞なく認可権者である厚生労働大臣又は都道府県知事等に届出を行うこととなっており、各水道事業等においては届出手続に遺漏なきようお願いする。また、各都道府県には、その旨管下の事業者にも周知いただくようお願いしている。

イ. 水道事業における P F I 導入について

平成 11 年 9 月に施行された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「P F I 法」という。）に基づく公共事業の実施は、これまで国や地方公共団体等が実施していた公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法である。P F I 法に基づく事業の実施は、設計・建設から維持管理・運営について、選定された民間事業者により長期間にわたり委ねるものであり、また、契約に至るまでの手続きも多種・多様で複雑であることから、我が国の水道事業において、これまで P F I 事業が導入されたのは、比較的大規模な水道事業者等が多い。（資料 9－4）

また、平成 23 年 6 月に P F I 法改正法が公布され、P F I 対象施設の拡大や民間事業者による提案制度の導入、公共施設等運営権の導入などが制度化されるとともに、平成 25 年 6 月の改正に伴い株式会社民間資金等活用事業推進機構が設立（平成 25 年 10 月 7 日）された。内閣府においては、平成 25 年 6 月に P F I に関する各ガイドラインの見直し及び「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を策定し、厚生労働省においてもこの内容を反映する形で、前述のとおり官民連携に関する各手引きの集約・改訂を予定している。

ウ. 水道分野における官民連携推進協議会の開催について

水道分野（水道事業及び工業用水道事業）を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、これらの課題に対して、広域化の推進や官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠となっている。

そのため、平成 22 年度より、厚生労働省と経済産業省が連携し、水道事業者等と民間事業者とのマッチングの促進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地^{*}で実施し、多くの水道関係者に参加いただいた。

これまで、水道事業者等と民間事業者との情報交換の場が少なかったことから、多くの参加より協議会の内容について、参考になったとの声を聞いている。

については、水道事業者においては、協議会の情報を水道課ホームページに掲載しているので、ご活用されたい。

なお、平成 26 年度以降も各地の希望に応じて柔軟に開催する予定であるため、開催希望がある場合は水道計画指導室に問い合わせいただきたい。

※平成 22 年度：仙台市、さいたま市、名古屋市

平成 23 年度：広島市、福岡市、さいたま市

平成 24 年度：札幌市、郡山市、仙台市、盛岡市、大阪市

平成 25 年度：札幌市、東京都、大津市、高松市

（３）水道事業の運営基盤強化に関する調査

厚生労働省は、水道事業の運営基盤強化のための方策について、各種の調査を実施しており、その調査報告書、手引き等を水道課ホームページに掲載しているので、参考とされたい。

また、最近の運営基盤強化に関する報告書等は次のとおりである。

①水道広域化検討の手引き（平成 20 年度）

- ・本手引きは、水道広域化の具体的な検討方法、検討事例及び導入手順とフォローア

ップ等を示しているもので、地域水道ビジョンなどの各種計画を策定する際の案内書。

②水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成 21 年度）

- ・水道事業体におけるアセットマネジメントの実践について解説。アセットマネジメントに基づく中長期の更新需要・財政収支見通しは、広域化の検討に重要なデータとなる。

③水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（平成 23 年度）

- ・本手引きは、水道事業者が利用者等に施設更新や耐震化の必要性を分かりやすく説明するために、必要とする費用を定量的に算出できるモデルを示したもの。

④水道事業における広域化事例及び広域化に向けた検討事例集（平成 25 年度予定）

- ・平成元年以降の広域化事例及び広域化に向けた検討事例について調査し、事業統合に至るまでの検討経緯、事業統合を進める中で生じた課題とその解決策、事業統合の成功要因、事業統合後のメリットとデメリットなどについてアンケート調査を行ない、事例集としてとりまとめたもの。

⑤水道事業における官民連携に関する手引き（平成 25 年度予定）

- ・これまでに策定した官民連携関係の手引き（「民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き」、「第三者委託実施の手引き」、「水道事業における P F I 導入検討の手引き」）を集約したうえで、コンセッション方式等に関する記述を追加。